

国民健康保険加入者のみなさまへ

特定健康診査を
受けましょう



平成24年3月15日 第100号
— 発行 —
五所川原市
民生部国保年金課
〒037-8686
五所川原市字岩木町12番地
TEL 35-2111(番代) 内線2335・2336

国民健康保険税は
納期内に
納めましょう

70歳以上75歳未満の国保 被保険者の方へ(お知らせ)

**70歳以上75歳未満の方の自己負担割合が平成25年3月末
まで1割(現役並み所得者は3割)に据え置かれます!**

70歳以上75歳未満の方がお医者さんにかかるときの自己負担割合は、凍結措置により平成24年3月末まで1割に据え置かれ、平成24年4月から2割(現役並み所得者は3割のまま)に変更することになっていましたが、凍結措置がさらに1年間延長されました。これにより平成25年3月末まで1割に据え置かれ、平成25年4月から2割(現役並み所得者は3割のまま)に変更される予定となります。

それにともない、今まで使っていた国民健康保険高齢受給者証が更新となります。

70歳以上75歳未満の人の自己負担割合

平成24年3月末まで1割
(現役並み所得者は3割のまま)

平成25年3月末まで1割
(現役並み所得者は3割のまま)

●こんな疑問どうする?●

Q1 平成24年4月から使える国民健康保険高齢受給者証はいつ頃交付されますか?

A1 平成24年3月下旬に郵送により交付します。

Q2 国民健康保険高齢受給者証の交付に際して何か手続きが必要となりますか?

A2 申請等の手続きは必要ありません。

Q3 新しい国民健康保険高齢受給者証が手元に届いたら、古い国民健康保険高齢受給者証はどうすればよいですか?

A3 平成24年3月31日を過ぎたら、古い国民健康保険高齢受給者証は各自破棄してください。

Q4 現役並み所得者とはどのような人ですか?

A4 同一世帯に住民税課税所得が145万円以上の70歳以上75歳未満の国保被保険者がいる人。ただし、住民税課税所得が145万円以上でも以下のいずれかに該当する場合は、申請により、「一般」の区分と同様となり1割負担(平成25年4月からは2割負担の予定)となります。

- 70歳以上75歳未満の国保被保険者の収入合計が、1人で383万円未満
- 70歳以上75歳未満の国保被保険者の収入合計が、2人以上で520万円未満
- 70歳以上75歳未満の国保被保険者が1人で、同一世帯に後期高齢者医療制度へ移行した旧国保被保険者を含めた、収入合計が520万円未満

★国民健康保険高齢受給者証について

- 70歳以上75歳未満(70歳の誕生日を迎えた翌月の1日(1日が誕生日の人はその月)から75歳の誕生日の前日)の人には、被保険者証とは別に国民健康保険高齢受給者証が交付されます。
- 国民健康保険高齢受給者証には所得に応じて自己負担割合等が記載されていますので、医療機関を受診するときは必ず被保険者証と一緒に提示してください。
- 国民健康保険高齢受給者証の交付には、被保険者からの申請は必要ありません。

70歳以上75歳未満の所得区分「一般」の方は、医療費等が高額になったときの自己負担限度額も据え置かれます!

70歳以上75歳未満の自己負担割合が平成25年3月末まで1割に据え置かれることにともない、平成24年4月(高額介護合算療養費は8月)から変更されることになっていた70歳以上75歳未満の所得区分「一般」の方の「高額療養費」及び「高額介護合算療養費」の自己負担限度額も据え置かれることとなりました。

※所得区分「一般」とは、現役並み所得者以外で住民税を課税されている世帯に属する方のことです。

■高額療養費の自己負担限度額(月額)

所得区分	外来(個人単位)		外来+入院(世帯単位)
	一般	現役並み所得者	
住民税課税世帯	12,000円	44,400円	44,400円
住民税非課税世帯	8,000円	8,000円	80,100円+(医療費-267,000円)×1% (4回目以降の場合は44,400円)
			24,600円
			15,000円

※着色部分が変わります。

- ・外来(個人単位)→平成24年4月から24,600円に引き上げられる予定でしたが、24年3月末と同様12,000円に据え置かれます。
- ・外来+入院(世帯単位)→平成24年4月から62,100円(4回目以降は44,400円)に引き上げられる予定でしたが、24年3月末と同様44,400円に据え置かれます。

※平成25年4月から、所得区分「一般」の方の自己負担限度額は、外来(個人単位)24,600円、外来+入院(世帯単位)62,100円(4回目以降は44,400円)に変更される予定です。

■高額介護合算療養費の自己負担限度額(年額:8月~翌年7月)

所得区分	国民健康保険+介護保険
住民税課税世帯	56万円
住民税非課税世帯	67万円
	31万円
	19万円

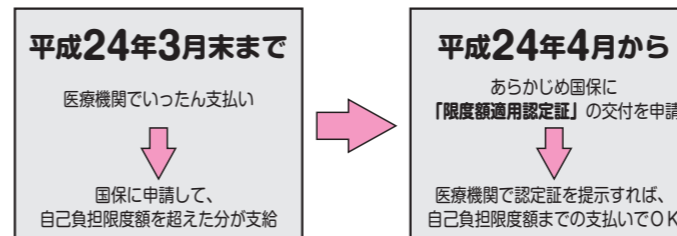
※着色部分が変わります。

- ・平成24年8月から62万円に引き上げられる予定でしたが、24年7月末と同様56万円に据え置かれます。

※平成25年8月から、所得区分「一般」の方の自己負担限度額は62万円に変更される予定です。

高額な外来診療を受ける皆さまへ(外来時の窓口での支払いが自己負担限度額までにあります!)

これまでは、高額な外来診療を受けたとき、ひと月の窓口負担が自己負担限度額以上になった場合でも、いったんその額をお支払いいただいていたのですが、平成24年4月1日からは、外来でも「限度額適用認定証」を提示すれば、窓口での支払いが自己負担限度額までとなります。



※「限度額適用認定証」を提示しない場合は、従来どおりの手続きとなります。(いったん自己負担し、国保に申請して認められれば、支払った窓口負担と限度額の差額が、後日、支給されます)

●月の途中で認定証が交付された場合

例 4月1日に外来受診して、4月10日に認定証が交付された場合



4月25日外来受診・認定証提示

認定証を提示すれば月初めまでさかのぼって限度額が適用されます。

4月25日には、限度額から4月1日支払い分を引いた額を支払います。

学 被保険者証の交付について

国保加入者が修学のため住民登録を市外に移す場合、申請により転出した日から学被保険者証を発行することができます。すでに学被保険者証をお持ちの方は、有効期限が平成24年3月31日までとなっていますので、引き続き学被保険者証の交付を受ける場合には、**4月1日以降**に更新手続きが必要となります。

また、就職や卒業等により学被保険者証の適用を受けられなくなった場合、学被保険者証適用者が市外で住所を変更された場合にも届け出が必要となります。

いずれの場合にも国保年金課⑥番窓口または各総合支所総合窓口係へ申請してください。

◇申請に必要な物

- ・同世帯のどなたかの国民健康保険被保険者証
- ・印かん
- ・修学先の4月1日以降交付の在学証明書(新規または更新の場合。新規の際には合格通知書または入学許可証でも申請できますが、後日在学証明書の提出が必要です)
- ・卒業(退学)証明書(学生でなくなった場合)

国保年金課 国民健康保険係 35-2111
(内線 2335・2336)

金木総合支所 総合窓口係 35-2111(内線 3107)

市浦総合支所 総合窓口係 35-2111(内線 4043)

問い合わせ

退職者医療制度のお知らせ

長い間会社や官公庁に勤め、退職して現在国民健康保険に加入していて、厚生年金や共済年金など国民年金以外の公的年金を受けている人（およびその被扶養者）は、65歳の誕生日を迎える月の末日まで（ただし、1日生まれの人は誕生日を迎える月の前月の末日まで）「退職者医療制度」で医療を受けることになります。

なお、社会保険等の任意継続期間終了に伴う国民健康保険被保険者証の事前届け出については、国保加入予定日の概ね10日前から届け出ることができます。（例：3月31日が社会保険等の任意継続期間終了日で、4月1日から国保に加入する場合、3月22日頃から届け出ることができます。）

Q 退職したら健康保険はどうなるの？

A 次の①～③の中から選びます。そのうち、③で一定の条件を満たす人は、退職者医療制度で医療を受けます。

①職場の健康保険を任意継続する（最長2年間）

※退職後20日以内に手続きをしてください

②家族の健康保険の被扶養者になる

ただし、年収が130万円未満（60歳以上の人および障害者は180万円未満）の場合

③国民健康保険に加入する

※退職後14日以内に手続きをしてください

※それぞれの保険によって保険料(税)額が変わります。

詳しくは、①②については現在加入している全国健康保険協会、または健康保険組合等に、③については国民健康保険担当窓口にお尋ねください。



退職後も安心して医療を受けるために!!

Q 退職者医療制度の対象となる人は？

A 次の条件にすべてあてはまる退職被保険者本人とその被扶養者が対象です。

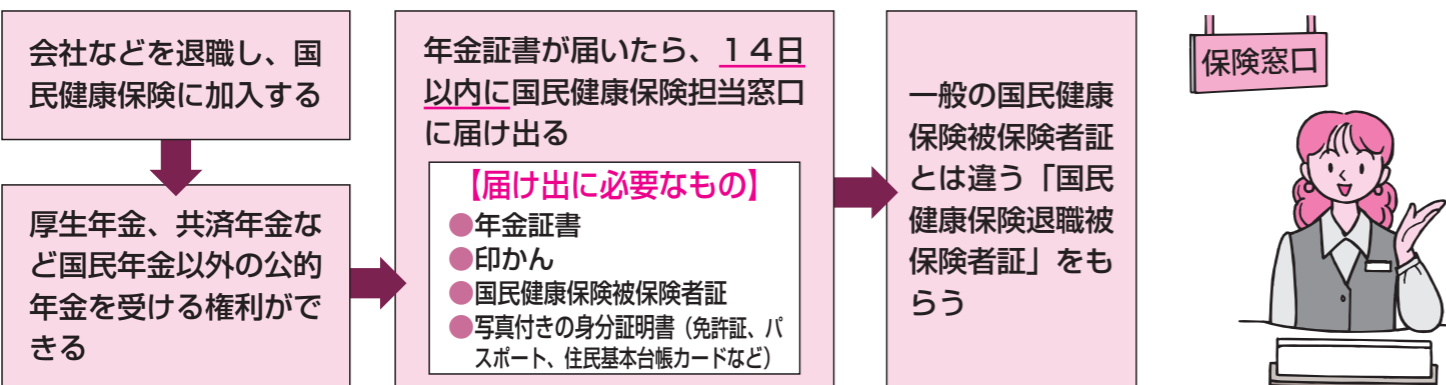
退職被保険者本人

- ①国民健康保険に加入している
- ②被用者年金（厚生年金、共済年金など国民年金以外の公的年金）を受けていて、その加入期間が20年以上、または40歳以降で10年以上ある
- ③65歳未満である
※年金の受給年齢および加入期間の条件を満たしている人で、遺族年金などを受けていることにより自分自身の年金を受けていない人も対象になります。

退職被扶養者

- ①国民健康保険に加入している
- ②退職被保険者本人の直系尊属、配偶者（内縁関係を含む）、3親等以内の親族であり、退職被保険者本人の収入で生活をしていて同じ世帯である（年収が130万円未満（60歳以上の人および障害者は180万円未満）
- ③65歳未満である

退職者医療制度の手続き



対象となったら必ず届け出を

退職者医療制度の対象となっているのに届け出をしないと、職場の健康保険などからの拠出金で負担する医療費分まで国保で負担することになります。みなさんの負担が軽減されることにもなりますので、対象となったら必ず担当窓口まで届け出ましょう。

医療機関等を受診された被災者の方々へ

平成24年3月1日以降も、以下の方については、引き続き、医療機関等の窓口負担は免除となります。

①免除を受けることができる期限と対象者

- 東京電力福島原発事故による警戒区域等(注)のすべての住民の方(※1) →平成25年2月28日まで
- 東日本大震災による被災区域(警戒区域等(注)以外)の住民の方で、国民健康保険、後期高齢者医療制度及び全国健康保険協会にご加入の方(※1)(※2) →平成24年9月30日まで

(※1) 震災発生後、他市町村へ転出した方を含みます。

(※2) その他の医療保険にご加入の方は、ご加入の保険者により、引き続き、窓口負担が免除されることもありますので、詳細については、ご加入の保険者へお問い合わせ下さい。

(注)「警戒区域等」とは、

- ①警戒区域
 - ②計画的避難区域
 - ③旧緊急時避難準備区域
 - ④特定避難奨励地点(ホットスポット)
- と指定された4つの区域等をいいます。

<窓口負担が免除される方>

- (1) 災害救助法の適用地域（東京都を除く）や被災者生活再建支援法の適用地域の住民（地震の発生以後、他市町村へ転出した方を含む）であり、
- (2) 以下いずれかに該当する方
 - ① 住家の全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災をした方
 - ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った方
 - ③ 主たる生計維持者の行方が不明である方
 - ④ 主たる生計維持者が業務を廃止・休止した方
 - ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方
 - ⑥ 原発の事故に伴い、政府の避難指示、計画的避難区域及び旧緊急時避難準備区域に関する指示の対象となっている方
 - ⑦ 特定避難奨励地点に居住しているため、避難を行っている方

②国民健康保険、後期高齢者医療制度及び全国健康保険協会にご加入の方は、有効期限欄に「平成24年2月29日まで」と記載されている免除証明書でも、引き続き使用することができます。(※3)

(※3) その他の医療保険にご加入の方で、引き続き、窓口負担が免除される方は、免除証明書の更新が必要となります。

※ ただし、「福島県の以下の市町村の国保にご加入の方」又は、「福島県の後期高齢者医療制度にご加入の方で、保険証の住所が以下の市町村の方」については、平成24年9月30日までは、引き続き、免除証明書は必要ありません。

広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村

免除証明書に関してご不明な点があれば、ご加入の医療保険の保険者へお問い合わせください。

○入院時食事療養費及び入院時生活療養費の自己負担の免除は、平成24年2月29日までとなります。